

28 危険物施設

【関連章第 7 章 12】

事例 2 「自動車に給油中に給油口付近から出火した火災」

出火時分 9 月 14 時ごろ

用 途 等 給油取扱所（セルフ方式）

被害状況 車両若干焼損

概 要

この火災は、給油取扱所（セルフ方式）において給油中の自動車の給油口付近から出火したものです。

出火原因は、ガソリンの給油中に発生した可燃性蒸気は何らかの要因により引火したものと考えられます。

車両所有者は、自身の車両にガソリンの給油を行っていたところ、突然給油口付近から炎が上がるのを発見しました。車両のすぐそばにいた給油取扱所の従業員は、火災発見後すぐに給油ノズルを引き抜き、給油口の蓋を閉めることで消火し、ノズル先端から出ていた炎は手で払って消火しました。その後、従業員自身が持つ業務用携帯電話で 119 番通報しました。

教 訓 等

この火災は、セルフ方式の給油取扱所で給油作業中に出火しました。ガソリンは、液体そのものが燃えるのではなく、液面から気化した可燃性蒸気と空気が混合したものが燃焼します。ガソリンの可燃性蒸気はマイナス 40 度以上で発生し、静電気のような小さな火源でも着火することがあります。そのため①給油中は火源を近づけない、②給油中はエンジンを停止する、③静電気除去パッドに触れてから給油するといったことに注意しましょう。



写真 28-3 給油時の状況



写真 28-4 給油口の焼損状況